

## 瑞穂市地域ケア会議委員構成について

資料 1

### 【基本事項】

附属機関名	瑞穂市地域ケア会議
担任する事務	(1)高齢者の生活支援を行うための総合的サービスの調査及び調整に関すること。 (2)養護老人ホーム等への入所措置の開始及び変更、入所の継続等の要否の判定を行うこと。 (3)成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条に規定する成年後見制度に関する機関相互の連携による支援協議及び成年後見制度利用促進に関して調査審議すること。
委員定数	20 人以内
委員任期	1年

### 【委員構成】

委員選任基準	具体的な選出対象及び方法等	構成委員数
医師	医師	1
弁護士	弁護士	1
司法書士	司法書士	1
介護又は地域福祉の関係者	社会福祉士	1
	医療ソーシャルワーカー	1
	居宅介護支援事業所	1
福祉関係団体の代表者	障害者自立支援協議会	1
	地域包括支援センター	1
	相談支援事業所	1
識見を有する者	市民後見団体	1
その他市長が適当と認める者	生活支援コーディネーター	1

【オブザーバー】 ※基本的には、その都度関係者に出席依頼。

岐阜家庭裁判所	成年後見係	
---------	-------	--